

5 青色申告書を提出する個人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の四（建物及び構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。

この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 青色申告書を提出する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項及び第三項の規定の適用を受けないときは、供用年における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五（建物及び構築物については、百分の三）に相当する金額の合計額とする。

7 第一項及び第三項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定生産性向上設備等については、適用しない。

8 第一項から第四項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定生産性向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第五項及び第六項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第五項及び第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条

第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、

〔第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の五第五項及び第六項（生産性向上設備等を

取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

11 第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「政令で定める金額」の下に「の百分の九十」を加え、同項第五号中「第十条の三第三項又は第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第七項」に改め、同項第九号中「前条第一項」を「第十条の五四第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 前条第五項又は同項及び同条第六項の規定 それぞれ同条第五項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項の規定により同条第五項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第六項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「第十条の三第四項」を「第十条の三第七項」に改め、同条第三項中「第十条の三

第五項」を「第十条の二第八項」に改める。

第十一条の二の見出しを「（耐震基準適合建物等の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取扱し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この条において「耐震基準適合建物等」

と/or。) のうちその建設の後事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該耐震基準適合建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐震基準適合建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の二第二項中「集積産業用資産」を「耐震基準適合建物等」に改める。

第十一条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表

の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化計画に記載された同法融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十）
三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの	五

第十二条第三項の表の第一号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

美群島のうち、産業の振興の

ための取組が積極的に促進さ

れるものとして政令で定める

地区

第十三条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「（以下この項において「指定期間」という。）」を削り、「指定期間内」を「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改める。

第十四条の二第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には

百分の百三十とする。）」に改め、同条第二項中「並びに第三号」を「第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「については、」を「については」に、「を含む」を「及び国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域項目の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第

四項中「政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「当該特定災害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の三第六項中「政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「当該特別修繕準備金の金額については」を削る。

第二十二条第五項中「政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「当該探鉱準備金の金額については」を削る。

第二十四条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削る。

第二十五条の三第一項中「又は交換」を「交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十八条第一項第二号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「補てんする」を「補填する」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第二十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例）

第二十八条の二の二 青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画

で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（次項において「債務処理計画」という。）に基づきその有する債務の免除を受けた場合（当該免除により受けける経済的な利益の価額について所得税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの（以下この条において「対象資産」という。）の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として政令で定める金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この項の規定を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定による不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算、対象資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合

に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が対象資産について行うべき所得税法第四十九条第一項に規定する償却費の計算、その者が対象資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他対象資産に係る同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第五項第二号中「所得税法」の下に「第四十四条の二第二項及び」を加え、同項第三号中「及び第九十五条」を「第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改め、

同条第六項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「所得税法第三十三条规定する」を削り、「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十二条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を、「定めるもの」の下に「（第三十三条から第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。）」を加え、同条第三項第四号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第一百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第一百六十五条の六中」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、

同条第二項第九号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一百二十四条第一項の請求に基づづく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第一百三十三条に規定する認定買受計画に、同法第一百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後

の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第一百四十二条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第一百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第三十一条の二第二項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第三項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

第三十三条第三項第一号中「所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（以下

第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基団となる不動産等の貸付け」という。」を「譲渡所得の基団となる不動産等の貸付け」に改める。

第三十三条の三第一項中「（平成十年法律第九十二号）」を削り、同条第六項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第七項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十三条の六第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は独立行政法人国立科学博物館」を「独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもののうち政令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十四条の二第二項第八号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十号中「第七十三条第一項」を「第一百八十八条第一項」に、「都市再生整備推進法人」を「都市再生推進法人」に

改め、「規定する都市再生整備計画」の下に「又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画」を、「当該都市再生整備計画」の下に「又は立地適正化計画」を加え、同項第十三号口中「第四十一条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同項第二十一号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定する認定買受計画に、決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第一百四十二条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第一百四十五条において準用する同項の規定により当該

分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第百五十一条の規定による同法第百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき又は当該土地等が同法第二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

第三十四条の二第二項第二十五号中「第十三条の二第二項」を「第十六条第二項」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（）を「農地利用集積円滑化団体等（）に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が」を「農地利用集積円滑化団体等が、」に、「又は一般財団法人」を「若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構」に改め、同条第三項中「又は第二十二号」を「、第二十二号又は第二十二号の二」に改める。

第三十六条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に、「一億五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「一億五千万円」を「一億円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十六年十二月三十一日）」に、「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二条の六に規定する現物分配」に、「及び第九号」を「、第三号及び第九号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「取得が」を「取得を」に改め、同号の下欄を次のように改める。

既成市街地等以外の地域内（国内に限る。以下この表において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては次に掲げる区域（口に掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては同項の市街化区域と定められた区域（以下第三号までにおいて「市街化区域」という。）以外の地域内にあるものに限る。）

イ 市街化区域のうち都市計画法第七条第一項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域

ロ 首都圏整備法第二条第五項又は近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域その他これ

に類するものとして政令で定める区域

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」を「土地等（その面積が上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該個人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接する土地等に限る。）、建物、構築物又は機械及び装置」に、「当該個人の上欄に規定する事業」を「農業經營基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けた個人（第七号において「認定農業者」という。）又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けた個人（同号において「認定就農者」という。）の農業」に改め、同表の第三号の上欄を次のように改める。

三 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいづれか遅い日以後に取得（相続、遺贈又は贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区 同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

第三十七条第一項の表の第二号の下欄中「特定資産」を「土地等、建物、構築物又は機械及び装置」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「次に掲げる区域（以下この号において「都市開発区域等」という。）及び誘致区域」を「過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同項に規定する過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに同法第二条第一項に規定する過疎地域に該当することとなつた区域その他政令で定める区域を除